

## 第9回農地中間管理事業評価委員会会議録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水) 午前10時00分
2. 開催場所 長野市南長野北石堂町1177-3  
JA長野県ビル12階 12F会議室
3. 出席評価委員等
  - (1) 農地中間管理事業評価委員会委員出席者5名  
東方久男、赤羽昭彦、大久保泰秀、富井俊雄、小島誠
  - (2) (一社)長野県農業会議副会長 市川覚(前評価委員会委員)
  - (3) 出席理事 北原富裕、堀内利紀

### 4. 会議次第及び委員会概要

#### (1) 開会

小林事務局長

定刻になりましたので、ただ今から第9回農地中間管理事業評価委員会を開会させていただきます。事務局長の小林でございます。議長選出までの間進行を務めさせていただきます。会議次第に基づき議長選出までの間進行を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

なお、当委員会はお配りしてあります「公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業評価委員会運営要領」により運営させていただきます。

本日の出席者は別添の「出席者名簿」のとおりでございます。

それでは次第2、北原理事長からあいさつを申し上げます。

#### (2) あいさつ

北原理事長

農地中間管理事業を実施しております農業開発公社で理事長を務めております北原でございます。評価委員の皆様には、ご多用の中ご出席をいただき、ありがとうございます。

また、県農村振興課の担当者にも出席をいただき感謝申し上げます。

委員各位におかれましては、それぞれのお立場で、当機構の事業推進に御指導・ご助言をいただきすようお願い申し上げます。

本日は、長野県並びに全国の平成30年度の事業の実施状況についてご報告するとともに、令和元年度の事業推進について、これまでの評価委員会でいただいたご指摘ご意見を踏まえ、説明をさせていただき、委員の皆様方からのご意見を頂戴したいと考えております。詳細につきましては、後程担当から説明させていただきますが、概要につきまして触れさせていただきます。

本県におきます平成30年度の実績ですが、56市町村において、2,940名の方から6,538筆、794.7haの農地を借入れ、57市町村の1,177の担い手経営体に対して、5,741筆、767.9haの農地の貸し付けを行いました。平成29年度実績に対し、借入面積で136%、

貸付面積で111%の伸びとなっております。また、面積の伸び以上に担い手数、筆数が大きな伸びとなっており、本県農地1筆の面積の小ささが影響していると思います。

ストックとなります、平成30年度末の農地中間管理権の設定面積は、借受が3,690ha余、貸付が3,554ha余となっております。

一方で、全国の状況でございますが、前年度対比で借入面積が93%、貸付面積が94%と前年に対して、伸びが鈍化しております。各県とも平場のまとめ易いところは一巡した中では、それぞれ、事業推進に苦勞していることがうかがわれる結果となっております。

第3期長野県食と農業農村振興計画に基づく単年度集積目標1,600haには及びませんが、2年続けてV字回復いたしました。この増加要因につきましては、3月の評価委員会でも申し上げましたが、5者合意に基づいた更新時期を迎えた農地利用集積円滑化事業からの切り替え、担い手が事業の認知度を上げ、リピーターとして事業を活用したこと。また、機構関連農地整備事業等での集団的な農地中間管理権の設定が行われた地域があるなど、それぞれの地域での事業取組の結果と考えております。

一方で、まだまだ取り組みがなかったり、広がらない市町村も数多くあることが事実です。中山間地域特有の課題もありますが、中山間地域ということだけに片づけることなく、様々な取組が必要と考えております。本年度につきましても1,600haの集積目標面積に向かって事業推進を図ってまいりたいと考えております。

一方、農地中間管理事業5年後見直しである、農地中間管理事業法並びに関連法の改正は、去る5月17日に国会で法案が可決成立し、5月24日に公布されました。事務手続きの簡素化等は6か月以内の施行、農地利用集積円滑化事業との統合一体化等は1年3か月以内の施行とされております。早ければ、この秋にも法改正に伴う事務対応が始まると考えており、本年度集積面積の着実な増加に向け、市町村やJA等業務委託先と連携し、契約更新事務、また、円滑化事業からの一体化の取組みなど様々な増加する業務に対しても的確に対応して参りたいとかがえております。これら業務の中では、業務量が大幅に増加することに対応した財政運営も求められており、事業の増加に見合った、収支の均衡を図っていくことが、今後求められております。このためには、中間管理事業としての公社自主財源は持っておりませんので、国・県からの補助額の確保に努めることが、肝要ではないかと考えております。

そのことも申し添えまして本日委員の皆様から今後の農地中間管理事業の取組、軸となるような幅広い視点からのご意見またご指摘ご提言をいただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

### (3) 評価委員会新任委員の紹介

小林事務局長

次第3の新任評価委員さんをご紹介します。

町村会産業経済部会長で野沢温泉村長の富井委員さん、県農業委員会協議会長で長野市農業委員会長の小島委員さんです。

なお、市川前委員さんにもご出席いただいております。市川委員さんにおかれましては、この6月21日に当社の理事に選任されましたが、本委員会が延期になったということで、ご出席いただきました。

新任の委員さんから一言お願いします。

新任評価委員からあいさつ

議長選出

小林事務局長

続いて議長選出でございますが、「運営要領」の3条の2により委員長が議長となっております。東方委員長さんよろしくお願いします。

(4) 平成30年度の農地中間管理事業実績について

議長

ただ今2人の新任委員さんから挨拶をいただきましたが、「運営要領」の第3条によりますと、委員長は委員の中から選出するものとなっております。ここで、委員長の互選をすべきではないかと思いますが、事務局から続けてとの要望がありました。委員の皆様、いかがいたしましょうか。

委員

東方委員に引き続きお願いしたい。との声

東方委員長

引き続き委員長ということで、よろしいでしょうか。

委員

異議なし

東方委員長

しばらく、委員長職を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、議長を務めさせていただきます。会議がスムーズに進行できますよう委員の皆様のご協力をお願いします。よろしくお願いします。

では、お手元の次第により進めさせていただきます。会議次第4の「平成30年度の農地中間管理事業実績について」(1)から(7)を説明願います。

堀内部長

資料により説明(1)(2)及び(4)～(7)を一括説明

※(3)は飛ばして、堀内参与より説明

堀内総務参与

資料(3)及び参考により説明

## 議長

中間管理部長さんからは、アンケートの結果説明がありました。私からもう少し付け加えさせていただきます。

6 ページ、地域外からの参入は長野県は多く、特に企業が多い。県外からの参入が多い。法人が多いので、将来期待できる面ではないかと思えます。こんなところが特徴なのでないかと思いました。7 ページ機構からの転貸による新規参入ですが、企業が多いのは、実績が伸びた要因と思われそうです。

11 ページ業務委託の状況ですが、市町村が 68%で 3 市町村増えたようですが、さらに進めていただきたい。取り組んでいる効果が出たとのことですが、一段とお願いできればと思います。

18 ページ改善方針の実施状況ですが、○×で詳細はわかりませんが、×になっています。目立っています。○になるようにしていただければと思います。

19 ページ農地整備事業との連携状況ですが、農地整備事業との一層の連携が必要なのかと思えます。これらの状況から委員の皆様の団体のご協力がかかせないと思われそうです。

市町村に対するアンケートでは、21 ページ流動化のための地域の話合いについては、一部の地域で定期的に行われているが、農地流動化に結びついていない。ということで、長野県はこの辺の取組も着実に進めていただきたいと思えます。

26 ページ中山間地域における機構の活用を進めるための方策が農地整備事業の実施と言う項目が 83%と極めて高い。全国平均の 49%からすると高い。また、地域外からの参入者の掘り起し等のが、67%と高い状況です。都市近郊の県なので、県外からの参入をより推進しながら、あるいは、農地整備事業を進めていく必要があると市町村は考えていると思えます。

27 ページの荒廃農地の状況ですが、一部は解消しているが、増加しているということになっています。長野県の課題ではないかと思えます。5 年後の見直しで加速させる取組は何かということについて、検討の予定がないと言う市町村が 71%とかなり高い。検討を始めていただく過渡期ではないかと思えますが、加速していただきたい。

28 ページの担い手に対するアンケートで、地域の話合いに参加したかという項目で、開催案内がないので、参加できなかったのが 73%と高い。こういったところは検討の余地があるのではないかと思えます。

30 ページ農地利用最適化推進委員の活動については、取り組んでいないという項目が 82%。最適化推進委員制度ができたが、実効性ある活動がどこまでできているかということですが、一層のご理解ご協力をいただく必要があるということだと思えます。

31 ページ機構事業は軌道に乗っているかという項目ですが、1 年前と変わらず軌道に乗っていないという農家が 64%、全国より高い状況です。ご理解いただくには PR が必要ということでしょうか。

32 ページ担い手以外の所有者は機構を認識しているかという項目は、ほとんど認識していないということですが、所有者・出し手の皆様に新しい制度が周知されていないというのが、現状だと思いますが、この辺は根気強く掘り起しをしながらやっていかなければ、いけないと思います。一つでも改善していけるようにと思います。感じたことを述べさせていただきます。

それでは、ただ今の説明について、何かご質問はございますか。

今までの説明について赤羽委員さんいかがですか。

赤羽委員

基盤整備の立場で申し上げますが、資料1の19ページから21ページまで、基盤整備事業との連携があり、21ページは県単事業の新規事業の遊休農地再生事業は連携強化になるとと思いますが、19ページの農地耕作条件改善事業ですが、県費の補助率が上がり、有利になります。

事業内容の定額というところに、農地中間管理機構が事業主体になれるということになっており、以前からその取組について要望をしておりました。300万円未満の簡易な整備ですが、機構が事業主体となれる事業については、取組を検討されたいと思います。

機構の体制とか問題はあると思いますが、検討をお願いします。

議長

意見ですね。

赤羽委員

意見です。基盤整備事業に期待があるとすれば、是非検討をお願いしたい。

議長

意見も最後に承ることにしております。

事務局の説明の中でご質問はいかがでしょう。

特にございませんか。

特になし

議長

それでは進めさせていただきます。

(5) 農地中間管理事業の取組に向けた意見について

議長

次に5の「農地中間管理事業の取組に向けた意見について」ですが、(1)の第8回農地中間管理事業評価委員会までの指摘・提言事項への対応状況を説明願います。

堀内中間管理部長

資料により説明

議長

ただ今の説明についてご質問はございますか。

項目並びに対応状況、元年度計画実施状況ということがよくまとめられております。それでは、(1)の内容を踏まえて各委員さんから中間管理事業取組に対するご意見あるいはご提案をいただきたいと思っております。何でも結構です。

委員の皆さんよろしく申し上げます。

小島委員

農業委員から話が入ってきますが、農業委員の皆さんが心配されているのは、農地利用集積円滑化事業との統合問題です。長野市では、1月の円滑化は126件で、機構は104件、3月の円滑化事業166件、機構が51件、5月の円滑化事業が119件、機構が60件と円滑化事業活用案件が多い。円滑化事業と中間管理事業の条件の違いや顔が見える貸借ができるかとか、中間管理機構は申し込みの摺合せで思うようなところが利用できない、などのことがどの程度摺合せされるか。長野市の農地は2/3は中山間地で、荒廃率が高い、それを解消していくかが、中間管理事業の活用推進になると思っております。

芋井地区で基盤整備の取組希望の話が出たが、中間管理機構の取組を提案した。荒廃地解消の手法はいろいろあるので、各地域で問題を出して研修会等で説明していただければ、機構事業を活用するのではないかと思います。

議長

今の意見について、コメントなどあればお願いします。

北原理事長

円滑化事業との統合ですが、改正法公布後1年3か月以内に施行と言うことで、早ければ来年度早々の可能性もあります。統合一体化の時の対象区域農地は、農振農用地以外でも、市街化区域以外は該当になります。一体化の特例では、細かい要件などはなく、いろいろ言わずに、そのまま中間管理事業に移行する。円滑化事業も中間管理事業も仕組みとしては、地主から間に円滑化団体が入るのか、機構が入るのか、入って担い手に転貸をするという同じ仕組みなので、一括でいけるようにしたいという国の考えです。

移行後の手続きは、事務量は増えるかもしれないけれども、移行を望むものがないように国は措置すると思っておりますが、問題が2つあります。

施行前に円滑化の終期が来る場合どうするのか。面倒だが、中間管理事業に移行する方法。これは、現行の中間管理事業の要件がありますので、それに合致しないとできないことになります。

もう一つはとりあえず円滑化でやっておいて、新しい体系になってから中間管理事業に移行するというものと、どちらを選択するかということになります。一括で移行の場合、農振農用地以外の方とか、担い手以外の受け手の方、それはとりあえずそのまま受けます

が、次の更新の時にそのままいいのか、ということになり、制度上課題となってくるのではないかと思います。その課題は十分に頭の整理をして、今後の事として考えなければいけないと思います。

農地の貸借の制度は、円滑化や中間管理事業だけではないので、担い手と位置付けられる方とそうでない方の対応を次の更新時期を見据える中で地域合意を得ながら、いろんな提案をしていくということが次の段階になると内部では見ております。事務的に大変なことはありますが、制度的に今回の一体化の中で漏れがないような法改正の前提条件にされていることをご理解いただきたい。

中山間地域での基盤整備ですが、機構関連事業も活用できますし、規模が小さいところは、地元負担は生じますが、耕作条件改善事業などの事業があります。これからは、基盤整備後に誰がどういう作物を作るのか、がしっかり地域で合意ができてその先にどういう基盤整備事業が活用できるのかという順番になってこない、と、基盤整備事業はそういうところが事業導入の前提条件となっております。そういうところがはっきりしてから、機構関連事業が取り組めるのかという順番付けが重要になると思います。順番付けをするということは、今回の法改正で実質化された「人・農地プラン」を作ることにつながると思います。

赤羽委員さんの耕作条件改善事業の機構事業主体の話ですが、21 ページにお示ししました事業は県単事業で、例としては、担い手が利用している農地の間に荒廃果樹園が存在する状況を解消したいという事業ですので、農業農村整備事業で事業対象にならない1筆2筆に対して機構が対応するという事業です。地域でまとまった面積なり事業費なりで実施する場合は、耕作条件改善事業を活用することになりますので、機構が事業主体になれるようにはなっていますが、事業の前に中間管理権の設定がされる条件ですから、本県の場合、機構関連事業や県営基盤整備事業、それ以外は地域の合意形成を図ることになりますから、市町村とか土地改良区が事業主体のほうが理にかなっているであろうと考えます。

機構は地元負担金を負担できるようになっていないので、耕作条件改善事業の場合、担い手が事業主体になれるし、JAさんもなれます。どの事業主体になった時にどのような負担が生じてくるのかを検討しながら、中間管理事業を活用していただくことがいいのではないかと考えておりますので、今年機構としても検討させていただきたいと思えます。

#### 赤羽委員

群馬県が耕作条件改善事業に取り組んでいるようですが、県営事業や市町村営事業は条件があり時間がかかりますので、もう少し小回りのきくことで動く小さな事業を機構で一つのメニューとして持ってくれないかという要望です。

メニューを持つことが大事ではないかと思います。流動化するときに進めることができるのではないかと思います。自ら手を出してやっていくこともご検討いただきたいと

ということが私の提案です。

北原理事長

そこは検討させていただきます。19 ページの負担区分で、機構が事業主体となった時に、この負担区分が適用されるのかと言うことです。その時、農家負担部分が機構になるので、機構は原資がありませんから、その部分の負担をどこがしてくれるのかということになります。

赤羽委員

群馬県のことも含めて検討していただきたいということです。定額補助の小規模な整備について検討していただきたい。

北原理事長

検討します。

議長

予算が必要ですね、県に要望します。

総括でまとめますが、そういうことも必要ですね。

富井委員

長野県の水田の基盤整備はほとんど終了していると思われしますので、水田地域は機構を介して担い手が見つかるし機械化できる。問題は、中山間地域の畑で条件を見ると、山岳地域なので、平場の地域とは違いますから、流動化率は落ちると認識しています。市町村数が人口に対して多い。

規模の小さな山あいの中山間地域は荒廃農地があってもしょうがない状況で、集約はできないと思います。担い手がいるのかが問題で、山岳地域の畑で何をどうやって使うかが見えないと担い手はできない。こういう作物を作ると収益がこうなりますという提案をしていかないと農地の集約化はできないと思います。

国の方針では、そこまで考えていない。長野県が提案していかなければいけない。リング畑をヨーロッパでは省力化しているので、高齢化しても作付できています。そういうことも考えないと農業を継いでいくようにならない。何を作るのかを先に考えなければならぬのではないかと思います。

こういう状況の中で機構職員は十分やっているのではないかと思います。成果になるかは別問題で、この悪条件の中では、作る作物まで考えていただければベストではないかと思います。将来的にはそこまで目指すのが重要だと思います。

議長

富井委員の意見に同感です。いかがでしょうか。

北原理事長

畑地帯、中山間の畑は非常に大きな問題だと思います。担い手がいない・高齢化しているということですが、国全体で見ると食料自給率のために農地を守れという大義があります。



地域々々で見た時にその地域その市町村での土地利用をどうするのかをもう一方で考えていかないと難しいと思います。地域として守らなければいけない農地と違う土地利用の中で適正に利用管理をする、防災とかまで考えていくのか。

そういうところも人・農地プランの中で議論をしていかなければいけない時代だと思います。荒廃してても農地だから全部使いなさい。それを中間管理事業で受けなさい。そういう画一的なことにならないのだろうと思います。

東御市では、機構を活用して30haの荒廃桑園をワイン団地に造成しています。長野市綿内東町では今年から実施となりますが、かつてリンゴ団地だったところを機械化できるように整備するために、機構関連農地整備事業に取り組んでいます。

この実施には地域の合意が前提となっています。何を作るか地域で決めて、事業を取り入れることをしています。こういう地域では、畑地帯での基盤整備事業は有効なものになると思います。その整備事業ができることで、若い担い手が参入を希望するという循環が出来てくるのだと思います。

水田についても長野県は問題がありまして、基盤整備が約8割できていますが、1区画20a以上のほ場整備できているのは5割ありませんし、小さなほ場なので、大規模化するには、畦畔が大きくなるなどあり、田のほ場整備も再整備が必要なところがかかなりあります。こういう立地条件上の難しさがついてまわりますし、なおかつ、整備後も水稲作付では、事業採択要件に合わないのので、水田についても大きな課題だと考えております。遊休地で何を作るかということについては、例えば、筑北で日穀製粉の子会社がそば、ダツタンソバを作付していますが、企業が特別な用途を見据えて農業生産までやるということが、中山間地域の狭小な面積の農地が存在する地域では、おおきなインパクトのある取組になると思います。そういうところで、中間管理機構も参入希望の企業と一緒に土地を探しながら、市町村と協力している場面もありますので、次回には、事例紹介として示せるようにさせていただきたいと考えております。

#### 富井委員

豪雪地帯は冬は栽培できない。小さい畑で、10年荒らしている。ススキが根を張り繁茂していると農地として利用できないので、農地から外したい。農地としての管理しなければならない。原野でいいので、受け手のない農地を動かせということは無理だと苦情が出る。単純に採算のとれるものがなければ、やる人などいない。

何を作るか考えてから事業をされると言われるが、何を作ればこの地域でもできるんだと考えていかなければいけないと思います。整備はその後だろう。小規模な畑では、ソバなどは無理、果樹も豪雪地帯では無理、農地の規制をはずせばいいのだが。全ての農地を守ることは無理だと思います。

#### 北原理事長

(荒廃農地を)農地から外すことは、一時に比べると農振から外し、農地から除外(転用)することは、やり易くなっております。そういう土地は土地利用の中で原野がいいの

か、地域にとって何が最適なのかということになると思いますので、放っておくことは望ましくないとします。

富井委員

各市町村は、限界集落に近い集落が増えて、そういうところで土地利用を考えてもらえない。

北原理事長

農業問題でなく、それを越えた課題を付きつけられている状況だと思います。

議長

富井委員からのご意見は土地政策の問題ですが、市町村とすれば喫緊の課題となると思います。これは、永遠の課題ではないでしょうか。時間の関係もありますので、次に進めさせていただきます。

大久保委員さんいかがでしょうか。

大久保委員

借りる立場ですが、円滑化事業と統合されるようですが、担い手はどちらでもいいので、中間管理事業に移行してやってもらうのがいいのではないかと思います。平場は、借り手がいるので、JA であろうが中間であろうが、借りられるので問題はない、山間地は、被害があるので、借り手がいないので、空いて来ている。

コメは価格が下がるので、麦大豆の補助金で経営が成り立っている状態です。私のところは50%が麦大豆の補助金です。米だけではやっていけません。JA では地主から相談があると大規模農家へ紹介して貸借をしている。JA の担当が円滑化か中間かを分けていて、それで制度が決まってしまう状態です。JA の担当者の意識を中間に向けるようにしたいと思っています。

議長

市川委員さんお願いします。

市川前委員（農業会議副会長で公社理事）

アンケートの結果で、農業委員や最適化推進委員は動いていないようになっていますが、動いています。よくないことは、戸別訪問をしていないという回答です。戸別訪問は大変な仕事で、農業委員や最適化推進委員の中では、戸別訪問の前に現状を把握するのが重要だということで、今やっています。現状をわかってから戸別訪問という順番だと思いますが、国は戸別訪問が仕事のように発信しているので、農業委員や最適化推進委員が仕事をしていないように見えてしまう。その辺は、誤解のないようにお願いしたいと思います。

全ての農地は人・農地プランからということで、私の地域は区長にも参加してもらっています。地域の土地利用は農業者だけでなく、区民全体で検討することと考えております。

農地を勝手に集積することは地域の反対にあうことも考えられますから、機構を活用した利用集積をして、土地利用を考えましようと考えております。機構が中心で大事なん

だとアピールしながらやっておりますが課題があります。所有者は無償でもやってほしいというが、固定資産税や土地改良費を地主は負担しており、その分くらいは賃料として払わなければいけないと私は考えております。

現在困っていることは、買ってくれという要望が多い。受け手は買ってまで採算が取れるのかというと、難しい。かといって投資家を買われてしまうと集約できなくなるから無理して買っている。売り手が増えた時に国や県はどのようにお考えになるのかということが気になりますが、機構が所有権をもって貸してくれることはできないのかと提案しています。今後こういう事態は増えてくると思います。国が示している8割を担い手に集積するということには疑問を持っています。担い手に集積するとその担い手は、相当の費用負担を覚悟しなければならない。私は50%が担い手で、後は個人農家でいいと思っています。今まで評価委員として参加して意見を言わせていただき感謝いたします。これからも機構を活用していきたいと思います。

議長

建設的な意見ありがとうございました。

それぞれの評価委員さんありがとうございました。時間が参りましたので、最後にまとめを致します。

今までの集約意見については、さらに継続で、内容をより深化させていただきたい。長野県独自の課題も見えてきているので、そういったものを盛り込んで更に進めていただきたい。

今回法改正があり法的対応がありますので、それを適切に対応することを期待したい。新しい項目ですね。

先ほど説明があったように事業が拡大してきております。これからも益々増えると思われれます。予算措置の在り方、拡大しなければ進まないのではないかと思います。県に予算のことは要望します。それによって事業も進むのではないかと思います。法改正後の事業拡大に対応するには予算を増額してもらわなければならないと思います。これは委員長の意見としてお願いします。

総括で他にございますか。

なければ以上で終了させていただきます。これで議長を退任させていただきます。

小林事務局長

東方委員長さんにはスムーズな議事進行ありがとうございました。

ここで、長い間評価委員を務めていただきました市川さんから一言お願いします。

市川前評価委員あいさつ

小林事務局長

ありがとうございました。市川さんには、今後、公社の理事として、ご指導よろしくお  
願いします。

最後に北原理事長からお礼のあいさつを申し上げます。

北原理事長

あいさつ

(7) 閉会

小林事務局長

これもちまして、第9回農地中間管理事業評価委員会を閉会とします。